

Q	項目	内容	A
Q1	全般	未提出または提出が遅れる場合はどうなりますか	事業所ご担当者様に連絡のうえ、速やかにご提出ください。 再三の督促にもかかわらず、提出がない場合は保険証が無効となり使用できなくなります。
Q2	全般	職業や収入が未記入だとどうなりますか	全て返戻しますので、必ず再提出となります。無職、収入0円等でも必ず記入してください。
Q3	全般	被扶養者が記載されていません	記載のない方は確認対象外です。追記等一切不要です。
Q4	削除済者	削除済の者が記載されています	削除済と記入のうえ、提出をお願いします。添付等は一切不要です。 令和6年9月1日のデータで作成をしているためです。
Q5	削除予定者	削除を予定している者はどうしたらいいですか	令和6年11月30日以前削除なら異動届に削除日がわかるもの等を添付してください。 12月1日以降削除なら確認調書に書類を添付のうえ、削除日に異動届を提出してください。
Q6	削除届出漏れ	就職等による削除を忘れていました	異動届に就職日がわかるもの等を添付して提出してください。
Q7	所得証明書	人によって提出依頼があるのはなぜですか	マイナンバー法に基づき、市町村から健保が直接入手をしておりますが、情報連携のタイムラグ等により入手できない場合があります。 この場合は申し訳ありませんが、被保険者様にて入手のうえ提出してください。
Q8	所得証明書	同居人分の提出依頼があるのはなぜですか	マイナンバー法は同居人（被扶養者でない方）の情報の入手が認められていないためです。 この場合は申し訳ありませんが、被保険者様にて取得のうえ、提出してください。 ※主として生計維持をしている方が誰かを確認するために必要な書類です。
Q9	所得証明書	無収入なのに必要ですか	無収入ということを確認するために必要です。
Q10	所得証明書	源泉徴収票で代用はできませんか	源泉徴収票は勤務先のみ収入情報であり、他の収入の有無が確認できないため代用できません。
Q11	所得証明書	非課税証明書ではいけませんか	収入金額（0円等）がわかれば結構です。
Q12	所得証明書	引っ越したので入手が困難です	申し訳ありませんが認められません。マイナンバーカードがあればコンビニでも入手（市町村による）ができます。
Q13	仕送り	手渡しではいけませんか	確認ができませんので認められません。お手数ですがATM等にて記録を残してください。
Q14	自営業	税務署で認められた控除が認められないのは何故ですか	健康保険の被扶養者の収入は健康保険法に基づくためです。
Q15	一時所得	株の売却等で一時的に130万円以上の収入がありました	一時所得の内容がわかるものを添付のうえ、備考欄に説明の記載をお願いします。 2年以上の収入は恒常的収入となり、金額によっては被扶養者資格がありませんので注意してください。